

事業番号2-17(1)

施策 事業シート (概要説明書)

担当府庁名	厚生労働省		予算事業名	職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発の実施事業				
担当府庁名	職業能力開発局		上級政策事業名	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	作成責任者			
担当課名	能力開発課		事業開始年度	平成21年度		課長 田畑一雄		
関係法令	職業能力開発促進法第15条の6第3項 雇用保険法第63条第1項第2号及び第7号 雇用保険法施行規則第126条、第138条第2号		関係する通知・計画	第8次職業能力開発基本計画(平成18年厚生労働省告示第449号)				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:都道府県、その他企画競争により選定された民間団体) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <input checked="" type="checkbox"/> 直接〕 <input type="checkbox"/> 間接(補助先:(独)雇用・能力開発機構 実施主体:国) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )							
支出先が法人等の場合	役員数(常勤役員数)	4(1)/8	常勤役員数	4(1)/7	非常勤役員数	0/1	監事等	1/2
	職員数	3,689	内 官庁OB	25(15)	役員報酬総額	114,238千円	官庁OB役員報酬総額	56,408千円
	積立金等の額	53,312百万円	内訳	積立金 22,989百万円 前期中期目標期間繰越積立金 25,762百万円 当期末処分利益 3,561百万円 財産形成利子補給基金 1,000百万円		今後の活用計画		
目的(何のために)	フリーターや子育て終了後の女性等職業能力形成機会に恵まれなかった者に実践的な職業能力を付与し、安定就労への移行を図るため。							
効果(何を達成)	職業能力開発促進法に基づき、公共職業能力開発施設(国及び都道府県が設置)を通じて、民間の教育訓練機関等に委託して、新卒時に就職氷河期でフリーターにならざるを得なかった者や子育て終了後の女性、母子家庭の母等の正社員になりたくてもなれない者を対象に職業訓練を実施							
実施内容(手段・手法)	(独)雇用・能力開発機構(以下「機構」)及び都道府県が訓練実施機関を企画競争により選定し、委託により専門学校等の民間教育訓練機関等での座学訓練及び企業等における実習を組み合わせた標準4ヶ月の職業訓練を実施(委託訓練活用型デュアルシステム)することで、実践的な職業能力を付与し、再就職へ誘導する  座学訓練を実施する民間教育訓練機関等及び実習先の企業等に対し、国から機構及び都道府県を通じて補助金又は委託費を交付しており、平成22年度においては、単価6万円/1人月で、全体で43,500人の訓練対象者数を見込んでいる。							
予算	平成22年度概算要求額			人件費				
	事業費	9,442 百万円		職員構成	概算人件費(平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	0 百万円		担当正職員	— 千円	— 人		
合計	9,442 百万円		臨時職員他	— 千円	— 人			
これまでの計の平準化(百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	—	/					
	H19(決算上の不用額)	—						
	H20(決算見込額)	—						
	H21(当初予算)	9,372						
	H21(補正予算)	1,559						
H22概算要求	9,442							
平成22年度予算(内訳)の概算(百万円)	【一般会計】 委託費:1,447百円(民間団体) 【労働保険特別会計雇用勘定】 補助金:7,083百円(10/10負担)(独)雇用・能力開発機構 委託費:912百円(都道府県)							

施策・事業シート(概要説明書)

担当府省名	厚生労働省	予算事業名	職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発の実施事業		
担当局庁名	職業能力開発局	上位施策事業名	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	作成責任者	
担当課・室名	能力開発課	事業開始年度	平成21年度	課長 田畑一雄	
事業/制度の必要性	<p>労働者に占める非正規労働者の割合が年々高まっている中、若者や子育て終了後の女性の中には、不本意ながら非正規労働への従事を余儀なくされ、職場において十分な職業能力形成機会に恵まれず、結果としてキャリアアップや正社員への転職が図れない状況にある者もいる。</p> <p>また、年長フリーターが87万人(平成20年度)と依然として多く、雇用失業情勢も依然として厳しい状況にある中、若者や子育て終了後の職業能力形成が十分でない者の職業能力向上を図り、安定就労を実現するためには、座学による知識・技能の習得と合わせて、実際の企業現場における実習を通じて実務経験を付与し、実践的能力を習得することが極めて有効であり、こうした訓練機会を、雇用のセーフティネットとして国が責任を持って確保することが必要である。</p> <p>加えて、企業における非正規労働者に対する能力開発の取組が進まない中で、このような状況を放置すれば、社会全体で職業能力の蓄積が進まない上、非婚化・晩婚化の進行により少子化が一層加速化するなど、わが国経済社会全体に悪影響を及ぼすこととなる。</p>				
他府庁、自治体等に実施している類似事業	なし				
他府庁、自治体、民間等との連携・役割分担	<p>当該訓練は、雇用のセーフティネットとして、公共職業訓練として実施するものであり、公共職業能力開発施設を有する都道府県、(独)雇用・能力開発機構(以下、「機構」)等を通じて、座学訓練及び企業実習について、民間教育訓練機関等や事業主等と連携を図りながら実施しているところ。</p> <p>当該訓練を、離職者の再就職等に資する効果的な職業訓練として実施するため、そのカリキュラムを精査する等、委託先に対するきめ細かな調整、指導が欠かせないものとなっていることから、国が、公共職業能力開発施設を有する機構及び都道府県に実施させることとしている。</p> <p>また、機構は先導的な訓練や訓練の設定にノウハウが必要なものを行い、都道府県はモデルカリキュラム等に従えば実施できるものや定型化したものを行うという役割分担で実施している中で、当該訓練については、①職業能力形成機会に恵まれなかった方に実践的な職業能力を付与するもので、訓練の設定にノウハウが求められること、②平成21年度からの新規事業であり、現在、モデルとなるカリキュラムについて開発、蓄積を行っている途上であること、等から、現時点では主に機構において実施しているものである。</p>				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	訓練受講者数 (旧・日本版デュアルシステム訓練)	人	27,669	27,219	33,208
達成率	—	%	—	—	—
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいかの定量的な成果)	<p>(現状の成果・今後の方向性)</p> <p>今年度より新たに開始した本事業については、若年者だけでなく、職業能力形成機会に恵まれなかった者を対象としていることから、今年度の目標である訓練終了後の就職率65%以上の達成に向けて、取り組んでいくこととしている</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	就職率 (旧・日本版デュアルシステム訓練)	%	75.2	76.9	76.9
今後の取組 (今後の取組/制度の方向性、課題等)	<p>厳しい雇用失業情勢が続く中で、こうしたフリーター等に対して、職業訓練機会の拡大及び企業実習を通じた実践的能力と実務経験の付与等に重点をおく職業訓練機会を提供し、安定雇用への移行を図ることは極めて重要であることから、今後とも、当該事業により訓練機会を確保していくことが必要である。</p> <p>なお、実習先の企業等を確保することが困難であるとの要望を踏まえ、実習先の委託単価を引き上げる等、改善策を図ったところであり、引き続き、事業の適正な執行に努めてまいりたい。</p>				
比較対象国 (海外国での類似事業の例など)	<p>ドイツにおけるデュアルシステム： 若年者を対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と職業学校等の教育機関での学習とを同時に行う。</p>				
特記事項 (重要事項の経緯、等、他の項目と関係のある事項)	<p>平成16年度：「若年求職者に対する職業能力開発支援事業」(旧・日本版デュアルシステム訓練)を創設(フリーター等若年者を対象に実施)</p> <p>平成21年度：「若年求職者に対する職業能力開発支援事業」を廃止し、「職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発の支援の実施事業」を開始</p> <p>平成21年度予算から見直しを図ることとしている。</p> <p>現在、(独)雇用・能力開発機構が主体となって実施しているが、訓練設定に係るノウハウが蓄積されれば、受け入れが可能な都道府県に順次移管していくこととする。</p>				

# 委託訓練活用型デュアルシステム

## 1. 事業の目的

フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった方々に対し、訓練受講意欲の喚起から専門学校等の民間教育訓練機関での座学訓練、企業等における実習を一貫した形で講じることで実践的な職業能力を付与し、安定就労への移行を図る。

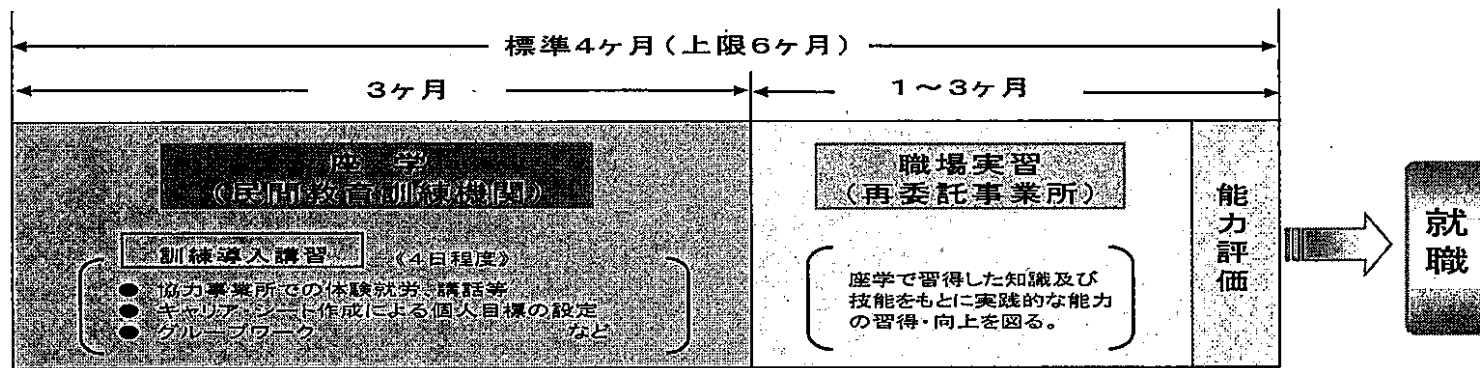
また、訓練修了後に実習先事業主による実務能力の評価を行うことで就職支援の強化を図る。

## 2. 訓練の概要

- ① 訓練期間 : 標準4ヶ月(上限6ヶ月)
- ② 対象者 : フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった者
- ③ 受講申込 : ハローワークの職業相談窓口
- ④ 受講料 : 無料(ただし、テキスト代等は自己負担)
- ⑤ 訓練内容 : IT関係、経理事務、営業・販売、医療事務、介護福祉等
- ⑥ 計画数 : 43,500人(平成22年度)

## 3. 実施イメージ

(民間教育訓練機関等への委託により実施)



## 4. 20年度実績

<都道府県>

受講者数: 2,782人 就職率: 66.1%

[参考] その他の委託訓練 60.4%

<(独)雇用・能力開発機構>

受講者数: 26,464人 就職率: 73.3%

[参考] その他の委託訓練 67.4%

(予算担当部局用)

事業番号2-17-(1)

論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名	職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発の実施事業			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	1,315	百万円	1,447	百万円

事業予算についての論点等

- 雇用保険制度においては、将来的に雇用保険関係に入ると期待される者の雇用機会の増大を図る事業についても、事業主の拠出金を財源に実施される雇用安定事業と位置づけられており、本事業についても一般会計からの資金投入を要することなく、実施していくべきではないか。

(参考1)

雇用保険法 (抜粋)

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 ～ 五 (略)

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一 ～ 七 (略)

(参考2)

「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書」(平成19年1月9日) (抜粋)

雇用保険制度の見直しについて

第2 雇用保険制度見直しの方向

3 雇用保険三事業

① (略) また、人口減少下において経済社会の停滞を回避し、働く意欲と能力があるすべての人が可能な限り働ける社会の構築を目指すため、特に雇用保険の被保険者となることを希望する若年者等についても、雇用安定事業等の対象として明確化すべきものと考えらる。

(参考3)

雇用・能力開発機構及び都道府県が実施する委託訓練(日本版デュアルシステム)の訓練終了後3カ月時点の就職率は、20年度:72.5%

施策・事業シート (概要説明書)				
担当府省名	厚生労働省	予算事業名	フリーター等正規雇用化支援事業	
担当局庁名	職業安定局	上位施策事業名	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	作成責任者
担当課・室名	若年者雇用対策室	事業開始年度	平成17年度	室長 田中佐智子
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号	関係する通知、計画等		
実施方法	■直接実施			
	■業務委託等(委託先等:企画競争により選定(民間企業等))			
	□補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: )			
	□貸付(貸付先: ) □その他( )			
支出先が公法、公営法人等の場合	役員総数(官庁08役員数)	/	常勤役員数	/
	職員総数		非常勤役員数	/
	積立金等の額		内訳	
			役員報酬総額	
			官庁08役員報酬総額	
			今後の活用計画	
事業/制度概要	目的(何のために)	不安定な就労を繰り返すフリーター等の正規雇用化を図ることにより、雇用の安定を促進する。		
	対象(誰/何を対象に)	不安定な就労を繰り返すフリーター等		
	事業/制度内容(手段、手法など)	ハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じて、就職活動に関する個別相談・指導助言、求人確保、グループワーク方式による就職活動方法等の習得(セミナー実施は民間企業等に委託)、模擬面接、職業相談・職業紹介、職場定着からなる支援メニューを組み合わせて、担当者制により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施する。		
コスト	事業費	平成22年度概算要求額	人件費	
	人件費	264 百万円	職員構成	概算人件費(平均給与×従事職員数)
	総計	989 百万円	担当正職員	千円
		1,253 百万円	臨時職員他	989,460 千円
				319 人
これまでの同様の子算項目の子算等(財源内訳/単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額	
	H19(決算額)	679		
	H19(決算上の不用額)	465		
	H20(決算見込額)	945		
	H21(当初予算)	1,258		
	H21(補正予算)	0		
	H22概算要求	1,253		
平成22年度予算内訳(補助金の場合負担割合等も)	一般会計		労働保険特別会計雇用勘定	
	(目) 諸謝金	446百万円	(目) 謝金	446百万円
(目) 委員等旅費	2百万円	(目) 委員等旅費	2百万円	
(目) 庁費	91百万円	(目) 庁費	91百万円	
(目) 土地建物借料	69百万円	(目) 土地建物借料	69百万円	
(目) 委託費	18百万円	(目) 委託費	18百万円	

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	厚生労働省	予算事業名	フリーター等正規雇用化支援事業		
担当局庁名	職業安定局	上位施策事業名	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること		作成責任者
担当課・室名	若年者雇用対策室	事業開始年度	平成17年度		室長 田中佐智子
事業/制度の必要性	<p>若者の安定した雇用が実現できないと若者の職業能力が蓄積されず、中長期的な競争力・生産性の低下といった経済基盤の崩壊はもとより、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、ひいては社会不安の増大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない。</p> <p>このため、不安定な就労を繰り返すフリーター等の正規雇用化を進める必要があるが、こうしたフリーター等は職業経験の不足等により、就職活動をうまく進めることができないため、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する助言指導（フリーターとしての職務経験を活用した企業へのPR方法に係る助言など）をはじめ、担当者制によるきめ細かな相談を行うことが重要である。</p> <p>本事業に係る予算のほとんどは担当者制による支援を行う相談員の人件費であり、雇用失業情勢の悪化に伴い求職者が増加する中、職業経験の乏しいフリーター等がより就労困難となることに加え、学卒求人が半減する中、未就職のまま卒業しフリーター化する若者も増大するおそれがあることから、これを廃止・削減すればフリーター等に対する支援は非常に困難となる。</p> <p>なお、本事業は、民主党政策インデックスにおいて、若者の雇用就労支援として、「民主党は、自立を希望する若者にマンツーマンの就労支援を行うため、①個人アドバイザーによる職安での就労支援、（以下略）」と掲げられているところ。</p>				
他府庁、自治体等に於ける類似事業	-				
他府庁、自治体、民間等との連携・役割分担	-				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	本事業によるフリーター正規雇用化数	万人	-	17.7	18.2
予算執行率		%	-	59.4	89.1
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者制による就職支援が有効であったとする者の割合：80%以上</li> <li>・フリーター数：2012年までに162.8万人以下（ピーク時（217万人）の3/4に減少）</li> </ul>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	本事業によるフリーター正規雇用化数	万人	-	17.7	18.2
	担当者制による就職支援が有効であったとする者の割合	%			96.7
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>就職氷河期に正社員になれなかった若者（年長フリーター（25歳～34歳）、30代後半の不安定就労者）を重点に、支援対象者の課題に応じ、必要な支援メニューを組み合わせ、担当者制による一貫した就職支援を実施することにより、本事業による正規雇用化数は18.2万人（平成20年度）と、着実に正規雇用化が図られている。また、担当者制による就職支援が有効であったとする者の割合が96.7%となっており、その理由として「じっくり相談にのってもらえた」「就職活動の仕方（履歴書の書き方、自己PRの仕方等）がわかった」とするものが多く、不安定な就労を繰り返すフリーター等に対する就職支援策として効果がある。</p> <p>平成20年度秋以降の急激な雇用情勢の悪化にもかかわらず、平成20年度は前年度を上回る正規雇用化を実現するとともに、フリーター等正規雇用化プランによる正規雇用化数27.4万人の約7割を本事業により実現しており、正規雇用化を図る上で一定の効果あげている。</p> <p>なお、フリーター数については、201万人（平成17年）から170万人（平成20年）に減少しており、本事業における取組は一定の効果があったと考えられる。</p>				
比較参考値 (他府庁での類似事業の例など)	-				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>平成17年度より「フリーター等正規雇用化プラン」の主事業として開始</p> <p>平成20年度 就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代後半を迎える状況に鑑み、支援対象者を30代後半の不安定就労者まで広げて支援体制を強化。</p> <p>平成22年度要求 雇用失業情勢が厳しい中で、よりフリーター層の正規雇用化は困難となっているが、正規雇用化に向けた効果的なサービスの提供に努めつつ、支援メニューの見直し（模擬面接の廃止）により事業の効率化を検討。</p>				

## 「フリーター等正規雇用化支援事業」

○ ハローワークにおいて、不安定な就労を繰り返すフリーター等を対象に、支援対象者一人ひとりの課題に応じて、以下の支援メニューを組み合わせ、担当者制により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施する。

- ・ 就職活動に関する個別相談・指導助言  
(フリーターとしての職務経験を活用した企業へのPR方法に係る助言等)
- ・ フリーター向け求人の確保、継続的な求人情報の提供
- ・ 模擬面接
- ・ グループワーク方式による就職活動方法等の習得
- ・ 就職面接会の開催
- ・ 職業相談・職業紹介
- ・ 職場定着支援

### 実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (9月末現在)
本事業によるフリーター正規雇用化数	17.7万人	18.2万人 (前年度比3%増)	9.6万人 (前年同期比6%増)

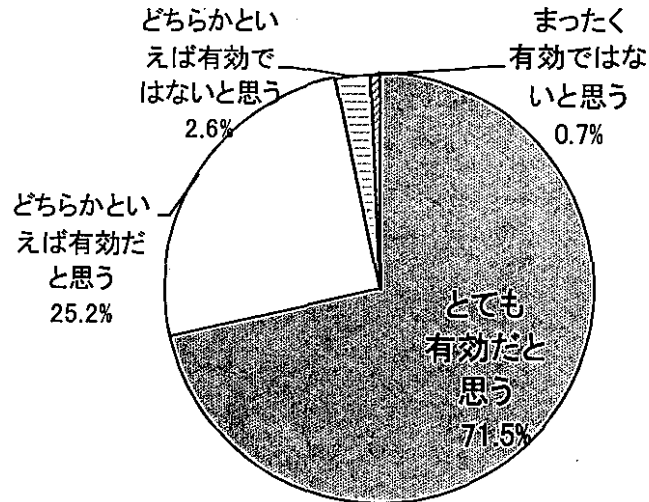
※ 担当制による就職支援が有効であったとする者は96.7%(平成20年度)

※ フリーターとは、15～34歳で、アルバイトといった不安定な働き方をしている者等(学生等を除く)

※ フリーター数の推移

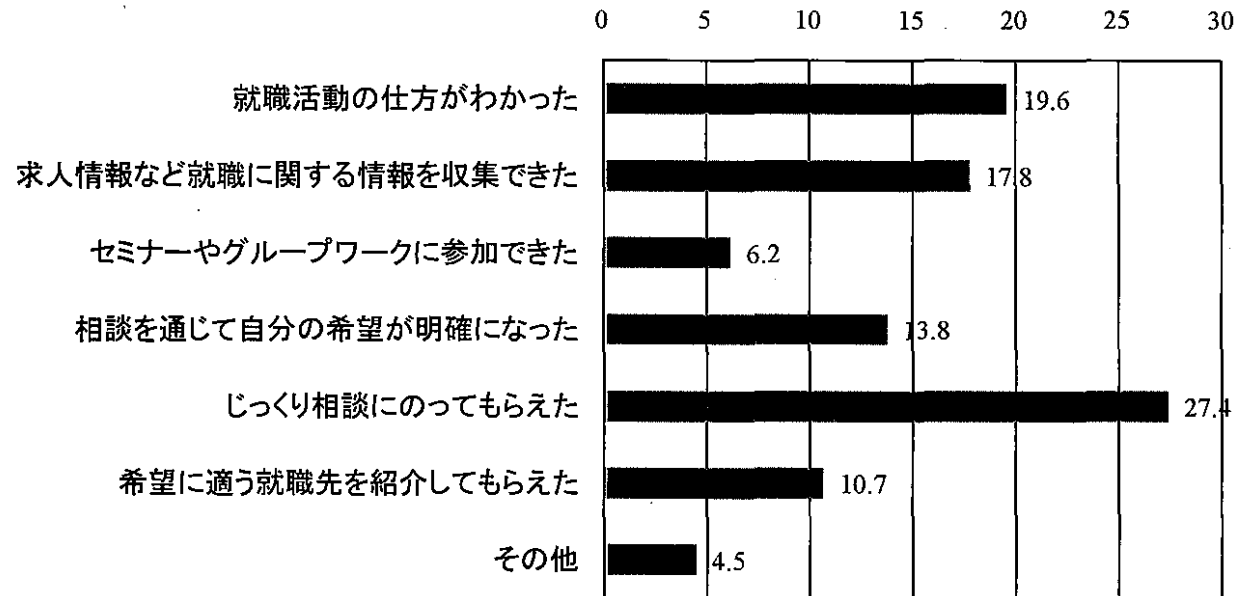
	平成18年	平成19年	平成20年
フリーター数 (うち25歳～34歳)	187万人 (92万人)	181万人 (92万人)	170万人 (87万人)

## 担当者制による就職支援について (利用者に行ったもの)



## 担当者制による支援が有効だと思う点(複数回答)

(%)



### 利用者の声

#### (有効だという声)

- 担当者制で親身になって相談してもらえるので、不安な気持ちも、少しずつだが話す環境になっていると感じられるようになり、心の壁をなくすことにつながり、一歩踏み出せた。
- 一人だとあきらめそうになるが、次回の相談予約をするので、就職活動のモチベーションを維持することができた。
- パソコンで一人で求人を探すより相談してもらえる方が安心感がある。
- 自分の希望や就職活動の状況を理解してもらえるので、相談しやすい。
- 短い期間だったが、たくさんの刺激を受けた。

#### (有効でないという声)

- 担当者は変わっても、早く対応してくれる方がよい。



(予算担当部局用)

事業番号2-17-(2)

論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名 フリーター等正規雇用化支援事業

予算額

平成21年度当初予算額

629 百万円

平成22年度概算要求額

627 百万円

事業予算についての論点等

○ 雇用保険制度においては、将来的に雇用保険関係に入ると期待される者の雇用機会の増大を図る事業についても、事業主の拠出金を財源に実施される雇用安定事業と位置づけられており、本事業についても一般会計からの資金投入を要することなく、実施していくべきではないか。

(参考1)

雇用保険法 (抜粋)

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 ～ 五 (略)

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一 ～ 七 (略)

(参考2)

「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書」(平成19年1月9日) (抜粋)

雇用保険制度の見直しについて

第2 雇用保険制度見直しの方向

3 雇用保険三事業

① (略) また、人口減少下において経済社会の停滞を回避し、働く意欲と能力があるすべての人が可能な限り働ける社会の構築を目指すため、特に雇用保険の被保険者となることを希望する若年者等についても、雇用安定事業等の対象として明確化すべきものとする。

(参考3)

主な事業内容

○ ハローワークにおける就職支援：常用雇用化数 166,822人 (H19) , 195,153人 (H20)

- ・ フリーター等正規雇用化サポーター（相談員）を配置し、フリーター等に対する職業相談、職業紹介。
- ・ ジョブミーティングの実施（年長フリーター等を対象に、中小企業の人事担当者による模擬面接等を実施し、フリーター経験を生かしたアピール方法を学ばせると同時に、年長フリーター等に対する企業側の理解を深めさせることによって、年長フリーター等の正規雇用化を促進。）

○ ジョブクラブの実施：常用雇用決定割合 50% (H19) , 59.2% (H20)

- ・ 年長フリーター等を対象に、経験交流・グループワーク等により適職の探求や就職活動方法の習得等を行い、主体的に就職活動が出来るよう支援。（21年度は18都道府県で実施。）

施策・事業シート (概要説明書)				
担当府省名	厚生労働省	予取事業名	若年者等試行雇用奨励金 (技能継承分除く)	
担当局庁名	職業安定局	上位施策事業名	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	作成責任者
担当課・室名	若年者雇用対策室	事業開始年度	平成13年度	室長 田中 佐智子
根拠法令 (具体的な条文 (〇条〇項など) も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号	関係する通知、計画等		
実施方法	■直接実施			
	□業務委託等 (委託先等: )			
	□補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体: )			
	□貸付 (貸付先: ) □その他 ( )			
支出金が法人、公営法人、個人の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額	官庁OB役員報酬総額
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画	
事業/制度概要	目的 (何のために)	下記対象者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることにより、雇用の安定を促進する。		
	対象 (誰/何を対象に)	職業経験、技能、知識等から就職が困難な40歳未満の若年者等		
	事業/制度内容 (手段、手法など)	上記対象者を、一定期間 (原則3ヵ月) 試行的に雇用する事業主に対し、試行雇用奨励金 (対象者1人につき月額4万円) を支給。試行雇用により、業務遂行に当たっての適性や能力などの見極めや、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を目指す。		
コスト	平成22年度概算要求額		人件費	
	事業費	3,679 百万円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)
	人件費	百万円	担当正職員	千円
	総計	3,679 百万円	臨時職員他	千円
これまでの同様の予算項目の予算額等 (財源内訳/単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額	
	H19(決算額)	4,379		
	H19(決算上の不用額)	1,436		
	H20(決算見込額)	3,509		
	H21(当初予算)	7,752		
	H21(補正予算)	0		
	H22概算要求	3,679		
平成22年度予算内訳 (補助金の場合には負担割合等も)	一般会計			
	(目) 試行雇用奨励金	736百万円		
	(目) 庁費	85千円		
	労働保険特別会計雇用勘定			
	(目) 雇用安定等給付金	2,943百万円		

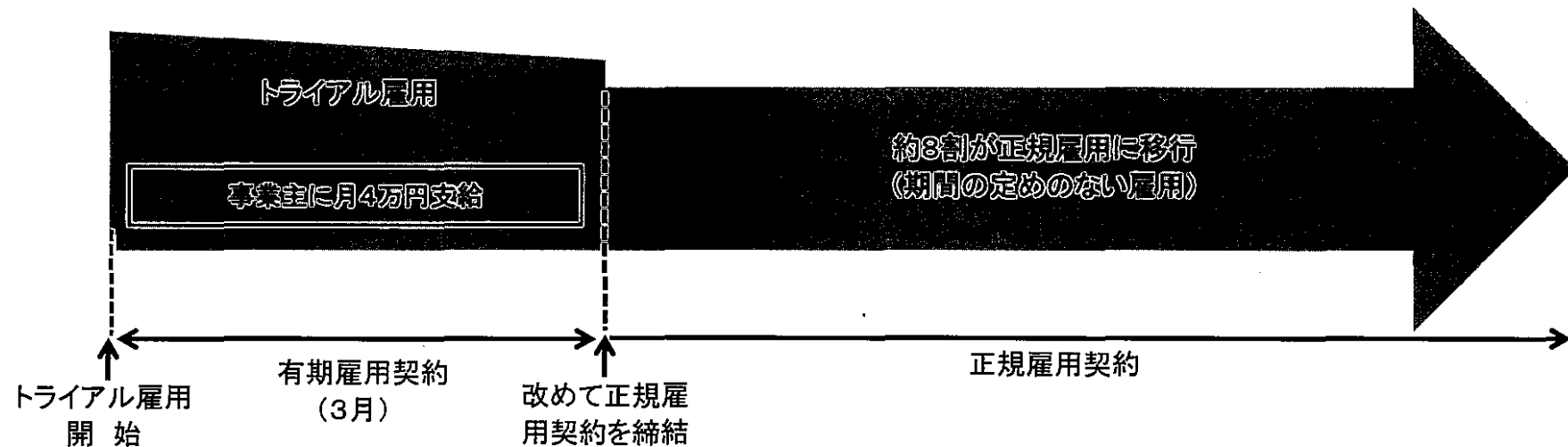
施策・事業シート (概要説明書)					
担当府省名	厚生労働省	予算事業名	若年者等試行雇用奨励金(技能継承分除く)		
担当局庁名	職業安定局	上位施策事業名	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	作成責任者	
担当課・室名	若年者雇用対策室	事業開始年度	平成13年度	室長 田中 佐智子	
事業/制度の必要性	<p>本事業は、試行雇用(トライアル雇用)という形で就職困難な若年者等の雇用についての事業主のハードルを下げることによって、雇用機会を創出しつつ、当該試行雇用期間中に企業と若年者等が互いに理解を深め、正規雇用に当たっての十分な見極めを可能とすることにより、その雇用を安定的なものとしているものであり、職業経験等が不足しているフリーターをはじめとする若年者等の雇用の安定を促進するために必要な事業である。</p>				
他府庁、自治体等における類似事業	-				
他府庁、自治体、民間等との連携・役割分担	-				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	トライアル雇用開始者数	万人	4.8	4.2	4.1
予算執行率		%	57.6	75.3	51.2
	成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	「トライアル雇用終了後の正規雇用移行率(期間の定めのない雇用に移行した割合):80%以上」を目標に実施しているところ。			
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	正規雇用移行率	%	79.6	80.2	79.4
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>トライアル雇用開始者数は、平成20年度4.1万人、平成21年度は9月末現在で前年同期比34.1%増で推移しており、トライアル雇用のニーズが増大している。また、トライアル雇用終了後の正規雇用移行率はほぼ8割で推移しており、職業経験、技能、知識等の不足から就職が困難となっている若年失業者等の正規雇用の促進に有効な手段となっている。このため、学卒未就職者やフリーター等就職困難な若年者等の厳しい状況が続くことが見込まれる中、その就職促進を図るためには、引き続き実施していく必要がある。</p> <p>なお、事業規模については、大幅に減額した要求額とすることとしている。</p>				
比較対象 (諸外国での類似事業の例など)	-				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年12月 事業開始(対象年齢は30歳未満、奨励金支給額の単価月5万円)</li> <li>平成16年10月 対象年齢を35歳未満に引上げ</li> <li>平成18年4月 いわゆるニートの数が高止まりしていることから、長期若年無業者を対象者に追加し、短時間勤務によるトライアル雇用を実施</li> <li>平成19年4月 単価を月4万円に引下げ</li> <li>平成20年12月 就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代後半を迎えている状況に鑑み、対象者年齢を40歳未満に引上げる等の事業を拡大</li> <li>平成21年4月 対象者から実績の低調な長期若年無業者を廃止</li> <li>平成22年度要求 大幅に減額した上で要求(平成21年度比53%減)しているところ</li> </ul>				

## 若年者等試行雇用奨励金(若年者等トライアル雇用)

- 就職が困難な若年者等を、一定期間(原則3か月)試行的に雇用する事業主に対し、試行雇用奨励金(対象者1人につき月額4万円)を支給。試行雇用により、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を目指す。なお、地方公共団体及び事業主団体からも本奨励金の拡充を求める声が上がっている。
- 対象者 : 職業経験、技能、知識等から就職が困難な40歳未満の若年者等
- 支給額 : 対象者1人につき、月額4万円(支給上限は3か月)

### 実績

	開始者数	正規雇用移行率
平成20年度	40,852人	79.4%
平成21年度 (9月末現在)	28,664人 (前年同期比 34.1%増)	79.7%



論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名	若年者等試行雇用奨励金 (技能承継分除く)			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	2,938	百万円	736	百万円

事業予算についての論点等

○ 雇用保険制度においては、将来的に雇用保険関係に入ると期待される者の雇用機会の増大を図る事業についても、事業主の拠出金を財源に実施される雇用安定事業と位置づけられており、本事業についても一般会計からの資金投入を要することなく、実施していくべきではないか。

(参考1)

雇用保険法 (抜粋)

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者 (以下この章において「被保険者等」という。) に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 ～ 五 (略)

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一 ～ 七 (略)

(参考2)

「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書」 (平成19年1月9日) (抜粋)

雇用保険制度の見直しについて

第2 雇用保険制度見直しの方向

3 雇用保険三事業

① (略) また、人口減少下において経済社会の停滞を回避し、働く意欲と能力があるすべての人が可能な限り働ける社会の構築を目指すため、特に雇用保険の被保険者となることを希望する若年者等についても、雇用安定事業等の対象として明確化すべきものと考えらる。

(参考3)

本奨励金利用者の常用雇用移行率 : 80.2% (H19) 、 79.4% (H20)